明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　一
〔告　示〕
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委三）　八
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産九〇二）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
令和四年度文部科学省共済組合の決算、全国社会保険労務士会連合会令和四年度の決算関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○厚生労働省令第百一号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、旅館業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令

（旅館業法施行規則の一部改正）

第一条　旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第一条**　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
一～六　（略）	一～六　（略）
（削る）	七　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨
2　前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。ただし、営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。